

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期限及び期間を定める件

令和 2年 4月28日 経済産業省告示第101号

施行：令和 2年 4月28日

改正：なし

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和三十四年通商産業省令第七十四号）第五条ただし書、第十二条ただし書、第十三条第一項第一号ただし書、第十五条ただし書、第二十二條ただし書、第二十三條第一項第一号ただし書、第三十三條ただし書、第三十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十六條ただし書、第四十條ただし書、第五十二条ただし書、第七十五条ただし書、第七十八條第一項ただし書及び第二項ただし書、第七十九條ただし書並びに第九十條ただし書の規定に基づき、各条項号の事由並びに経済産業大臣が定める期限及び期間を次のように定める。

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期限

次の各号に掲げる期限については、当該各号に定める期限に延長する。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五条及び第四十條の規定により令和二年度に提出してしなければならない特定事業者及び特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出の期限 令和二年七月末日まで

二 令和元年七月末日より後に選任又は解任があった場合における規則第十二條、第十五條、第二十二條及び第三十三條の規定により令和二年度に提出してしなければならないエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任又は解任の届出、規則第三十五條第一項又は第二項の規定により令和二年度に行わなければならない中長期的な計画の提出並びに規則第三十六條及び第五十二條の規定により令和二年度に提出してしなければならない定期の報告の期限 令和二年九月末日まで

三 規則第七十五條の規定により令和二年度に提出してしなければならない特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出の期限 令和二年七月末日まで

四 規則第七十八條第一項又は第二項の規定により令和二年度に行わなければならない中長期的な計画の提出並びに規則第七十九條及び第九十條の規定により令和二年度に提出してしなければならない定期の報告の期限 令和二年九月末日まで

3 経済産業大臣が定める期間

次の各号に掲げる期間については、当該各号に定める期間に延長する。

一 令和元年十二月一日から令和二年五月三十一日までの間に選任すべき事由が生じた場

合における規則第十三条第一項の規定によりしなければならないエネルギー管理企画推進者の選任の期間 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から一年以内

二 令和元年十二月一日から令和二年五月三十一日までの間に選任すべき事由が生じた場合における規則第二十三条第一項の規定によりしなければならないエネルギー管理員の選任の期間 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から一年以内

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
